

独占禁止懇話会第 171 回会合議事録

- 1 日時 平成 17 年 6 月 20 日（月）14：00～16：05
- 2 場所 公正取引委員会 大会議室
- 3 出席者
【会員】後藤会長，石井会員，石倉会員，井手会員，大戸会員，翁会員，小倉会員
榎野会員，北村会員，古城会員，佐野会員，嶋津会員，高橋会員，萩原会員
平田会員，フクシマ会員，舟田会員，村上会員，山崎会員，山田会員
【公正取引委員会】竹島委員長，小林委員，柴田委員，三谷委員，山田委員
【公正取引委員会事務局】上杉事務総長，和泉澤総括審議官，高橋官房審議官（国際
担当），小島官房審議官（経済取引担当），伊東経済取引局長，山木取引部長，
檜崎審査局長
- 4 議題
（1）独占禁止法の改正について
（2）平成 16 年度における所管法令の運用状況
（独占禁止法，景品表示法，下請法，企業結合規制）
- 5 議事

後藤会長 それでは，定刻になりましたので，本日の独占禁止懇話会を開催させていただきます。

本日の議題は，議事次第にありますように 2 つあります。第 1 番目が独占禁止法の改正について，第 2 番目が平成 16 年度における所管法令の運用状況についてであります。

議題に入ります前に，本懇話会の会員の異動がありましたので，事務局から御報告いただきたいと思います。

伊東経済取引局長 経済取引局長の伊東でございます。

会員の異動の御紹介の前に，私ども軽装の励行をさせていただいています。冷房も高めに設定しておりますので，どうぞ上着をお取りいただければと思っております。

それでは，会員の異動につきまして御報告をいたします。東京大学大学院教授の西村会員は，4 月 8 日に日本銀行政策委員会審議委員に御就任になりました関係で，お立場，本懇話会の会員を退任されることになりました。

後藤会長 それでは，本日の議題に入りたいと思います。

まず，最初の独占禁止法の改正についてであります。この点につきましては，

これまでこの懇話会におきましても御説明がありました。皆様御承知のことと思
いますが、4月20日に参議院の本会議で可決、成立しております。

この法案あるいはその経緯について、事務局から御報告いただきたいと思
います。よろしくお願いたします。

伊東経済取引局長 それでは、お手元に「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律の一部を改正する法律の成立について」という資料を用意させていただいて
いると思いますので、これに基づきまして御説明をさせていただきます。

前回、3月22日のこの会合におきまして、衆議院を通過したという御報告をさ
せていただいたところでございます。資料の1ページ目でございますように、そ
の後、参議院でも審議が行われました。今、座長からも報告がありましたように、
4月20日に成立して、4月27日に公布されたということでございます。

おめくりいただきまして、3ページでございます。以前から御報告させていた
だいていますが、主要なポイントでございます。国会での実質的な修正はござい
ませんでした。

ポイントとして4点ございます。1つは課徴金制度の見直しということで、課
徴金の算定率を引き上げています。製造業等の大企業についてみますと、従来は
6%であったわけですが、これを10%に引き上げる等でございます。

3番目のポツにございますように、繰返し違反行為、具体的には10年以内に違
反を繰り返した場合につきましては5割加算した率、大企業でいいますと15%の
算定率を適用するということでございます。

一方で2番目のポツですけれども、違反行為を早期にやめた場合、2年未満に
やめた場合につきましては2割軽減した率、これも大企業でいいますと8%とな
るわけでございます。そういう算定率の引上げということでございます。

さらに、課徴金制度の見直しの4番目のポツですが、課徴金の適用対象範囲を
従来の価格カルテル等から、価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテル・
同等の効果や影響を有する私的独占、更には購入カルテルまでを含めることにし
ております。

さらに、引上げに関連しまして、罰金相当額の半分を課徴金額から控除する調
整措置を規定するということでございます。

以上が課徴金制度の見直しでございます。

ポイントの2点目は、課徴金減免制度の導入でございます。法定要件（違反事
業者が自ら違反事実を申告等）に該当すれば、課徴金を減免するということ
でございます。

具体的には、立入検査前の1番目の申請者については免除します。2番目の申
請者については5割減額、3番目につきましては3割の減額、立入検査後であり
ますと3割の減額ということで、いずれにしましても3社に限定することになっ

ております。

大きな3点目は、犯則調査権限の導入等でございます。刑事告発のための犯則調査権限を導入する、あるいは中小企業等に不当な不利益を与える不公正な取引方法等の違反行為に対する確定排除措置命令違反罪に係る法人重科の導入等でございます。現在は300万円ですが、3億円に引き上げるものでございます。

大きな4点目が、審判手続等の見直しでございます。現行の勧告制度を廃止いたしまして、意見陳述等の事前手続を設けた上で排除措置命令を行います。それに不服がある場合に、審判を開始することにしていきます。

その他、審判官審判に関する規定の整備等でございます。

こういう4点がポイントでございます。

おめくりいただきまして、9ページでございます。9ページから10ページにわたっておりますが、衆議院経済産業委員会で13項目にわたる附帯決議が行われているのは、前回の会合でも御報告したところでございます。11ページから12ページにかけまして、参議院経済産業委員会におきましてもほぼ同趣旨の11項目にわたる附帯決議が行われているところでございます。

次に、資料の13ページ、独占禁止法改正法の施行に向けた規則等の準備状況でございます。先ほど申し上げましたように、改正法は4月27日に公布されておりまして、法律では公布の日から起算して1年以内に政令で定めた日から施行するとなっております。私どもとしましては来年1月から施行したいということで、所要の準備作業を進めているところでございます。後で触れますが今、規則等の制定作業を行っているところでございます。

そういうものを踏まえまして、3つ目の丸が周知活動です。措置減免制度等、全く新しい制度もございます。そういう意味では、今回の改正法の施行に当たりましては周知活動が非常に重要だと考えておりまして、周知活動の徹底を期したいということでございます。現在、規則あるいは関係政令の原案策定作業をやっておりますので、できれば今月中にもパブリックコメントに付したいと考えております。

具体的な現在の検討状況について御紹介させていただきます。14ページの上の囲みでございます。審査手続に関する事項ということで、上の2つは必ずしも改正と絡むものではなく、現行法の運用の問題でもあるわけでございます。

1つは、被疑事実等の告知でございます。私どもは違反の疑いがあるときには、関係の事業所等に赴きまして書類等の調査をするわけでございます。その際に、こういう疑いで調査をさせてもらうということはちゃんと説明しているわけですが、必ずしもどういう疑いで調べられているのかよく分からないというような御意見も承るものですから、どういう疑いで調査をしているという文書を交付するようにしたいと考えております。

2 番目の丸は、関係書類を私どもの方に提出してもらうわけですが、その閲覧・謄写についての規定も設けたいと考えています。

3 つ目の丸、排除措置命令等の事前手続です。先ほど申し上げましたように、現行の勧告制度を廃止いたしまして、排除措置命令ということにするわけでございます。その排除措置命令を出すに当たりましては、事前に相手方の意見を十分聞くことになっております。そういう場合の手続としまして、予定される排除措置命令、こういう内容の排除措置命令であるというものを事前に相手方に送りまして、それについて意見があれば、あるいは証拠があれば、一定の期間内にそれを出してもらいます。そういう手続について規定するものでございます。

さらに、そういう手続に当たりましては、弁護士等の代理人によることも可能であるということを規則で明確にしたいと考えております。

こういう事前手続に当たりまして、証拠の説明等についても記載する方向で検討しているところでございます。

次に、その下の囲みの課徴金減免制度に関する事項です。これにつきましては、基本的には透明性のある、かつ使い勝手のいい制度にするという基本的な方針の下に、今、具体的な内容を検討しております。

1 つは、調査開始前と後に大きく分かれるわけですが、調査開始日前の違反事実の報告、資料の提出に関しましては、違反行為の概要を記載した報告書をファクシミリにより公正取引委員会にまず提出してもらいます。

次に、報告書の提出者に対しまして、報告書の提出の順位及び詳細な報告を行うべき期限を通知します。その上で、その期限までに詳細な報告書及び資料を提出してもらおうということを考えています。

ポイントは、1 つはファクシミリによる受付に限定します。当然、1 つのファクシミリ番号に特定しまして、それに限定することによって順位について明確にします。窓口で受け付ける等々になりますと、中央や地方など所在地によりまして機会の平等もございまして、ある意味で遠隔地についても同様な機会ということでファクシミリによる限定を考えております。

もう1点は、まず違反行為の概要を提出してもらいます。それによって順番を決めるということでございます。最初から詳細な内容が必要だということになりますと、それに時間がかかる等々もございまして、まず概要でちゃんと違反事実の報告をする意思があるということと、かつその概要を報告してもらいます。その後、一定期間内に報告あるいは証拠の提出を求めます。こういう仕組みを考えているところでございます。

繰返しですが、概要提出時点で順位が決まるという設計を考えています。

調査開始日以降につきましては、一定期間内に同じようにファクシミリによる報告を求めることを考えています。

次に、15 ページの犯則事件の調査に関する事項です。これも先ほど申し上げましたように、犯則調査権限が新たに導入されます。これにつきましては、行政調査部門と犯則調査部門のファイアウォールが基本になるわけでございます。

そういう観点から、1 つは犯則事件調査職員の指定ということで書いていますように、指定は事務総局審査局特別調査部、施行は来年 1 月からと申し上げましたが、1 月に組織を整備しまして犯則調査を担当する特別調査部を設けることを考えておりますが、その特別調査部の職員に限定するというところでございます。

次に、犯則事件の調査開始につきましては、犯則事件の端ちょとなる事実へ接した場合、委員会が犯則調査を開始するかどうかを判断します。加えて、その下にございますように、行政調査部門において接した事実が犯則事件の端ちょとなると考えられたとしても、行政調査を行う審査官が直接その事実を犯則事件調査職員に報告することを禁止する形で、ファイアウォールを具体化したいと考えております。

15 ページの下の囲みは、審判手続に関する事項です。これにつきましては、1 つは審判請求の方法等です。現在は公正取引委員会が審判開始決定をすることになっているわけですが、改正法におきましてはまず命令を出して、審判開始請求があった場合に審判手続を開始します。その審判請求、あるいは場合によっては取下げもあり得る、その様式等の整備が最初でございます。

次に、審判官への委任・審判官による審判指揮です。これは現行法でもかなり書き込んでおりますが、改めて審判官の権限を明確にしたいということです。

3 つ目は、審査官の主張変更の限界です。今度の改正法におきまして、規則で定める範囲内では主張変更ができないという規定が設けられたところでして、その範囲を明確化するということでございます。

審判手続につきましてはそのほか御案内のとおり、裁判でも裁判の迅速化ということで、2 年を目途にというような法律も設けられているところでございます。審判につきましても、迅速化が強く要請されています。そういう意味では、裁判迅速化法と似たような、例えば 2 年以内に原則処理するというような規定が盛り込めないかということも検討しているところでございます。

さらに、これは運用の話になりますし、以前から御説明させていただいておりますが、審判官に法曹資格者ということで、来年 1 月から現在 5 人の審判官を 7 名に増やします。2 名の増加になるわけですが、それを法曹資格者で充てるということも並行して検討しているところでございます。

次に 16 ページですが、政令に委任されている事項が 4 点ほどございます。ある意味で技術的な問題ですので説明は省略させていただきますが、こういう政令の準備も行っているところでございます。

以上が、施行に向けて準備をしている規則あるいは政令でございます。これ以

外に、これも前から御説明させていただいておりますが、法改正の過程でいろいろ基本的な問題が提起されております。

例えば課徴金に係る制度の在り方とか、不公正な取引方法に対する措置の在り方、公正取引委員会における審査・審判の在り方等々につきましては、内閣府に懇談会を設けて、今後検討されるということでございます。今、人選が進められていて、7月にも第1回会合というふうに聞いているところでございます。これにつきましてはその検討状況等、またこの場でも御報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの法改正に関連しましての御説明について、何か御意見などはございませんでしょうか。どうぞ御自由に御発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

北村会員 法改正が成立した後、鉄鋼橋梁の大型談合が出てきたわけですが、3ページ目の独占禁止法改正法の主要なポイントの一番下に、「附則において、施行後2年以内の見直しを規定」という部分があります。2年後に向けて見直すというのは始まる感じなのでしょうか。

伊東経済取引局長 今度の改正法におきましては、今御指摘のように、附則で施行後2年以内の見直しが規定されています。新しい課徴金減免制度等々も導入されるということで、ある意味で新しい制度が導入されたときには今は法律にこういう見直し規定をつくれということが一般化されています。そういう面もありますし、一方で先ほど申し上げました基本的な問題という点もでございます。

そういうことからこの附則が設けられているわけでありまして、具体的な検討という意味では、先ほど御紹介させていただきました内閣府における基本的な問題の検討というものが、その1つの作業ということになるわけでございます。

フクシマ会員 3つほど伺いたいと思います。まず、見直しに関して。減免制度ですが、アメリカやヨーロッパに関する私の情報によりますと、アメリカでもヨーロッパでも減免制度を導入してからいろいろ手直しし、改善をすることによって、効果的な制度ができたと聞いています。そういう観点から考えて、減免制度そのものに関してはいつごろから見直し、あるいはその点検があるのかということをお伺いしたいと思います。それが第1点です。

第2点は、先ほど審判官が5名から7名に増加するということでしたが、この改正の実行が正確にできるように、人員あるいは資源の配分をどういう形とする予定かということですが。

第3点に関しては、最近の談合事件をめぐって、海外でもかなり報道されています。相変わらず日本では談合が随分あるのではないかなというような論評がありますが、海外、特にアメリカとかヨーロッパにこの改正に関してどういう形で報

道といえますか、説明をされているのかを教えてくださいたいと思います。

後藤会長 伊東局長，3点をお願いいたします。

伊東経済取引局長 まず，第1点目でございます。リーニエンシーにつきまして，欧米諸国がいろいろな経験を踏まえて改善をしてきているということでございます。それは私どもはそういうふうに承知しています。

ある意味で，日本でも新しいリーニエンシー，措置減免制度の導入に当たりまして，欧米の経験を踏まえて改善した結果も十分考慮した上で制度設計をしたつもりでございます。当然，あとはこれの運用ということになるわけです。

いつから見直すかという御指摘ですけれども，来年1月からこれの施行ということでございますので，まずは円滑な施行に向けて最大の努力をしなければいけません。その具体的な内容の設計，更には周知も含めてやっていくことになるわけでございます。

その運用経験も踏まえた上で，見直すべきところがあればそれは見直していかなければいけません。せっかくの制度ですから，より有効に活用されなければ意味がないわけですから，そういう方向からの見直しは当然必要になってくるわけでございますが，まずは運用してみてということになるかと思えます。

組織等につきましては，審議官の方から御説明させていただきます。

和泉澤総括審議官 2点目のリソースの問題でございます。もちろん内部研修等々がございすけれども，特に人的リソースという意味では，現在でも行われていすが，拡大・充実させていきたいと思っております。

いくつか御紹介いたしますと，例えばロイヤー，弁護士資格のある方，現に弁護士である方につきましては，人事院の制度で任期付と呼んでおりますけれども，3年とか5年とか期限を切って，現実の行政実務に当たっていただいております。公認会計士の方もいらっしゃいます。

またエコノミスト，大学の先生とか研究所になりますけれども，そうした方を一定の任期を設けてプロフェッショナルな仕事あるいはそういった御協力をお願いしております。これは期間をつけた採用でございます。

それから，中途採用につきましては，企業実務あるいは会計実務等々，入札・調達もございすが，そうした実務経験のある方を中途採用という形で採用いたします。1年生からずっと教育してくるのはコストも時間も結構かかりますので，そうした部分で問題が生じないように，人的リソースで申し上げますとそうした部分は従来もそうっておりますけれども，今後も充実・拡大をさせたいと考えております。

高橋官房審議官 それでは，3点目の海外への説明の仕方でございます。いろいろな折を，機会をとらえまして，例えば日本語で新聞発表等をするときには，すべて外国語というわけにはいきませんが，要するものについては英語のものをつくっ

て見て頂くことができるようにするとか、いろいろな会議のときに説明をするというようなことを行っております。

今後、いろいろな施行に向けて、規則その他を準備した段階で、例えばリーニエンシーについてはパブリックコメントをする際に英語のものを用意して、英語でもコメントをしていただけるようにすることを考えたいと思っております。

それから、公正取引委員会における一般的な談合等の取組については、国際的ないろいろな場とか、マルチモバイの機会もいろいろありますので、そういうときに我々のやっていることを説明しているところでございます。

フクシマ会員 予算の増加に関しては、特にこの改正をめぐって具体的にあるのでしょうか。

和泉澤総括審議官 なかなか財政当局は厳しいのですけれども、基本的にはシーリングの範囲内目いっぱいということで増額要求をしていきたいと思っております。

細かい点を申し上げますと、公正取引委員会の予算約 80 億円のうち 8 割が人件費でございます。そうした人的なりソースズの拡充を図りつつ、併せて質と量の両面の効率化もしていきたいと思っております。そうした点を中心に、また物件費も必要なものがございまして、限られたシーリングの範囲内にはなりませんけれども、必要な要求をして財政当局の御理解を得たいと考えております。

榑崎審査局長 多分、人員がどれくらい増えるのかという話だろうと思っておりますけれども、この法改正は審査事件の処理に大きな影響を与えております。先ほど経済取引局長が申しましたように、犯則事件、つまり刑事告発を目的とした調査について、特別調査部を新たに設けるということでございます。それに伴いまして約 50 人の人員を振り向けるということでございます。また、施行日以降は実質審査部門が 30 人ぐらいの増になるという状況でございます。

後藤会長 独占禁止法が強化されますと、それを実際に運用していく方の体制も大幅に拡充することが必要になると思っております。公務員の定員削減とか財政状況がなかなか厳しい折ですけれども、せっきくの制度強化が実際に実行されていくように、そちらの体制もぜひとも強化されていくことが望ましいと思っております。会員の皆さんもいろいろなところでそういう御発言をして、世論を盛り上げていただければありがたいと思っております。

ほかに何かございますか。

古城会員 犯則調査についてお伺いします。犯則調査を導入しましての使い方ですが、国税庁と同じように独占禁止法違反の刑事事件は犯則調査部門で大体仕上げて、それから検察に渡すことになるのでしょうか。

榑崎審査局長 基本的にそういうイメージであります。

古城会員 それはこれまでやってこなかった新しい仕事ですが、先ほど増員のお話をおっしゃっていましたが、もう少し詳しく教えていただけますか。

つまり、これまでは検察庁がやっていたが、新しい仕事になるわけです。そのところで人が増えないと難しいと思うのですけれども、人はどういうふうになさる予定なのですか。

榑崎審査局長 今のところ犯則事件の特別調査部を設けて、国税庁と同じように犯則事件の端ちょ、疑いがあれば裁判所の令状を得て捜索を行います。そこが決定的に違います。今までは企業の上承を得て行政調査をやっていたわけですが、令状を得て強制的な調査が開始されるということです。

古城会員 いえ、今までそのところは検察庁に任せていたと思うのですけれども、公取でやるのですから、前に検察庁がやっていた分だけ公取は仕事が増えるわけですね。先ほど増員のお話をしていましたが、増員は中の人を割り当てるのか、新しくもらえるのでしょうか。

榑崎審査局長 新しく実質 50 人の人員を増やしているということでございます。

古城会員 50 人は純増なのですか。

榑崎審査局長 内部のやりくりをしまして、審査局は実質 30 名増となりますけれども、犯則調査部門の人間は 50 人確保するというところでございます。

古城会員 分かりました。

もう一つ、手続ですけれども、15 ページに「行政調査事件において接した事実が」と書いてあります。まず、事件が来ますと行政調査部門で行政調査をするのでしようけれども、任意調査で得た事実は構わないという考え方もあると思います。しかし、そうではなくて、とにかく行政調査部門でいろいろ得たものは、任意調査段階で得た事実も渡されるということですか。

もう一つは、行政調査部門で任意調査あるいは行政調査で得て犯則調査案件だと判断しますと、そういう事件ですと犯則調査部門に教えて、一切何も言わないということでしょうか。

榑崎審査局長 2 つのルートがあると思います。一番最初から端ちょを得て、それが犯則事件だということになりますと、当初から令状を得て犯則調査部門で犯則事件の調査をするのは当然の 1 つのコースです。

それから、独占禁止法の事件は最初に端ちょを得て、具体的な資料がなかなか得られないということがございます。犯則事件の端ちょを得るのは難しいとは思いますが、行政事件として調査を開始して、事件の内容や対応とか、あるいは事件が更に膨らんでくるのがあって犯則事件相当だということになりますと、行政調査手続から犯則調査に移行して調査するというのもございます。

後藤会員 ほかにいかがでしょうか。

井手会員 衆議院と参議院の附帯決議の中に、衆議院の方の 6 で「審判で争う事例が増えている。そのときに、なお、法律上明確な規定のない警告に関しては運用を慎重に期すること」とあり、参議院でも、4 のところで「法律上明確な規定のない警

告に関しては、その運用に慎重を期すこと」と書かれております。

実際に排除勧告をするよりも警告といった行政指導で事業者に注意を促した方が効果的な場合もあるし、迅速な場合もあるわけです。このように「運用に慎重を期す」と衆議院と参議院の附帯決議を付けられていますけれども、これについて今後どういうふうに対応していくのかを分かる範囲で教えていただきたいと思います。

伊東経済取引局長 警告につきましては、従来、警告を出すに当たりまして、相手方の言い分等を十分聞く機会を必ずしも設けていなかったわけでございます。今回、勧告をやめて排除措置命令にして、その命令を出すに当たりましては相手方の言い分も十分聞き、証拠を提出する機会も与えるという制度になったこと等もございませう。

警告を出すに当たりまして、その前提となる事実等々につきまして相手方の言い分を十分聞く機会を設けるという手続の改善等を含めまして、警告の運用についても改善していきたいと考えております。

後藤会長 ほかにいかがでしょうか。

高橋会員 この問題と直接関係してはいないのですが、独占禁止法の大きな問題ということで意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。

後藤会長 どうぞ。

高橋会員 昭和 28 年の独占禁止法の改正時に適用除外とされました、著作物の再販制度について御質問したいと思います。

独占禁止法では、再販制度は不公正な取引方法に当たるということで禁止されているわけですが、著作物の一部、書籍、雑誌、新聞、音楽 CD 等につきましては禁止措置が及ばないとされているところがございます。この問題は 90 年代に研究会も持って、公正取引委員会でも随分議論をされた問題だと思います。平成 13 年 3 月に当面存続という処置をとられて、毎年 1 回協議会が開かれてきております。

私は著作物再販協議会の会員ですが、先週、5 回目の会合が行われました。その席上で、事業者団体委員以外はやはり再販制度自体を根本的に見直す必要があるという意見が非常に多くあったということがございます。

公正取引委員会とされましても、昨年 12 月の衆議院の経済産業委員会で、竹島委員長が「公正取引委員会は前々から再販制度に関しては原則に戻すべきであり、すなわち適用除外制度を外すべきであるという見解をとっており、それが筋であると思っている」という答弁をしておられます。

協議会の方でも弾力的な運用などを考えて検討しているような時期はもう過ぎ、5 年が経過したので、公正取引委員会として再検討に着手していただきたいと思いますという意見が強かったものですから、会員の 1 人として御質問を含めて御意見として

申し上げたいと思います。

後藤会長 これは長年の懸案でありまして、短い時間にこの場で議論するのはなかなか難しいとは思いますが、今、とりあえず何かお答えできることがあったらお願いしたいと思います。

山木取引部長 今、経過等につきましては、高橋先生がおっしゃったとおりでございます。私どもの立場としては、国会でも「競争政策の立場からは廃止が筋だ」というふうに明確に述べているわけですが、やはり事は立法、著作物ということで法改正が必要なものですから、そこは最終的には立法府の判断になるわけでございます。

私どもとしては議論は盛り上げていきたいと思いますが、世の中のムードというか、国民的な議論が廃止で一致するということにならないと、やはりなかなか国会で法律として通らないという現実的なところもございますので、先生方におかれても、そういう方向での御支援はお願いしたいと思います。

筋はやや行き違っておりますけれども、そういうことでございます。

小倉委員 独占禁止法の改正がやっと施行される段階になってきたわけですが、国民の多くは当初原案にありましたような厳しいものを当然期待したと思います。国会を通った直後にまた橋梁の談合事件が発生して、それ見たことかと。今後は徹底的に解明して二度と起こらないようにしてほしいという思いは、1億国民が全員同じだろうと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それから、今日の議題には関係ないかもしれませんが、消費者政策基本計画の中で、団体訴権に関して独占禁止法あるいは景品表示法に基づくものが検討されていくことが規定されています。委員会におかれましては、そういうスケジュールが大体分かっていたらぜひ教えていただきたいと思います。

それと、消費者、市民がその施策に参加できるように、ぜひお願いしたいと思います。

山木取引部長 消費者契約法につきましては、今、内閣府の方で団体訴権を認めるかどうかということで議論が進んでおりますが、私どもも独占禁止法ないし景品表示法でどうするかということについて検討していかなければいけません。

そのスケジュールといたしましては、不公正取引について罰則とかペナルティをどうするかとか、今後内閣府の中で2年以内に検討が進むわけでございます。大きな流れとしては、2年以内の中で独占禁止法ないし景品表示法についてどうするかということを検討していきたいと、スケジュール的には思っております。

高橋会員 今の件ですけれども、私は内閣府の国民生活審議会の方で団体訴権の検討委員をしているわけでございます。国民生活審議会では消費者契約法の見直しということで、今回は差止請求に限っての検討ということで検討委員会が動いていますけれども、本来は損害賠償請求まで行くべきであるという意見が消費者側委員か

らは非常に強いところでございます。

ですので、独占禁止法、景品表示法の団体訴権の検討においては、事業者の不当利得の吐き出しも含め、損害賠償にも踏み込んだ議論をしていただきたいと思います。具体的にぜひ委員会なり研究会なりを立ち上げていただきたいと思います。

後藤会長 どうもありがとうございました。何かほかにございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、最初の独占禁止法改正法についての議論はこれで終わりにしたいと思います。今回の改正法は減免措置制度などに代表されますように、運用がなかなか大変そうなものが含まれておりますのでこれから大変だと思いますけれども、公正取引委員会では規則や運用のやり方についての準備をよろしくお願いいたします。

次の2番目の議題に移らせていただきます。平成16年度における所管法令の運用状況についてということであります。これは独占禁止法違反事件、企業結合規制、下請法、景品表示法と4つあります。2つずつ分けて御説明、御意見というふうにしていきたいと思っております。

まずは独占禁止法違反事件の処理状況、企業結合規制について、事務局から御説明をいただいて、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

松尾管理企画課長 管理企画課長の松尾でございます。独禁懇171-1とナンバリングされている資料に沿って御説明させていただきたいと思っております。

概要の紙が2枚ついておりますが、それをおめくりいただいて、1ページと振ってあります「(平成17年5月26日公表)」という資料に沿って説明させていただきます。

まず、公正取引委員会が審査を行っていく基本的な方針ですが、「はじめに」に書いてありますように迅速かつ実効性のある法運用を基本方針としておりまして、構造改革の流れに即した、また社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に対し、厳正かつ積極的に対処してきているというところでございます。

次に、平成16年度における審査事件の概況でございます。第1の1に書いてございますように、35件の法的措置を採っております。その対象となった事業者は延べ472名に上っております。

その35件の内訳ですが、入札談合が22件と最も多くなっておりまして、不公正な取引方法、私的独占事件などがそれに続いている状況でございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、2ページ目の課徴金納付命令の状況です。平成16年度におきましては、延べ200名の事業者に対しまして約133億円の課徴金納付命令を行っておりますが、審判開始請求がございまして、約43

億円が失効しております。また、平成 16 年度中に課徴金の納付を命ずる審決で新たに 21 億円が確定しております、この差し引きで平成 16 年度におきましては約 112 億円の課徴金額が確定しているところでございます。これは、平成 2 年度の約 126 億円がこれまでの年度ベースで一番大きい数字ですが、これに続いて 2 番目の大きさになっているところでございます。

次に、入札談合等関与行為防止法の運用状況です。既に御承知のとおり、入札談合等関与行為防止法におきまして、公正取引委員会が入札談合等について審査を行い、その中で発注者側において談合を明示的に指示したり、受注者に対する意向を表明したり、秘密として管理されている情報を漏えいすることがありますと、入札談合等に対して排除勧告を出すとともに、発注者側に対してもそのような発注者側の行為、入札談合等関与行為を防止するために必要な改善措置を採るように求めることとされているところでございます。

後ほど御説明いたしますが、平成 16 年度におきましては新潟市発注の建設工事に係る入札談合事件において、改善措置要求を行ったところでございます。

次に、3 ページ目の第 2 の行為類型別の事件概要です。まず、入札談合事件につきましても、先ほども申しましたように 22 件と最も多くなっておりまして、昨年度に比べて 8 件増加しております。

その中にはプレストレスト・コンクリート事業者による入札談合事件という大きな事件とか、新潟市発注の建設工事に係るいわゆる官製談合事件といったものが含まれております。

ページをおめくりいただきまして、新潟市発注の建設工事に係る入札談合事件、入札談合等関与行為防止法が適用された事件について、若干説明させていただきたいと思っております。

この事件におきましては、入札談合事件の審査の過程におきまして、新潟市の職員が競争入札の受注予定者として入札業者間で決められた者の求めに応じまして、秘密として管理されております設計金額を教示していました。設計金額から簡単に予定価格も算定できますので、こういった情報を流すことによって入札談合行為を容易にしていたということが認定されたわけでございます。こういった事実認定に基づきまして、公正取引委員会として新潟市に改善措置要求を行ったところでございます。

これにつきましては、新潟市から今年の 4 月 28 日に、例えば一般競争入札の導入範囲の拡大とか、独占禁止法違反行為を行った者に対する指名停止期間の延長などを内容とする改善措置の報告がございました。以上が新潟市発注の建設工事に係る官製談合事件でございます。

次に、年度が 17 年度に入ってからですので、この資料に掲載することができませんでしたが、先ほどもちょっと話題に出ておりました鋼鉄製橋梁の入札談合

事件に係る告発について簡単に説明させていただきたいと思います。

本件につきましては、5月23日、6月15日の両日に合計26社、8名について、独占禁止法に違反する犯罪があったとして検事総長に告発を行ったところがございます。

告発の対象となっておりますのは、国土交通省の関東地方整備局、東北地方整備局、北陸地方整備局が発注した鋼橋上部工事に係る入札談合事件でございます。公正取引委員会は、平成2年度におきまして、重大かつ悪質な案件等につきましては積極的に告発していくという告発方針を公表しているわけですが、その方針公表後8件目の事案に当たります。

次に、4ページの下の2のIT・公益事業分野、知的財産権分野における事件です。ITの分野におきましては、米国のマイクロソフトコーポレーションと日本法人のインテル株式会社の両社が行いました拘束条件付取引や私的独占の事件につきまして、排除勧告を出したところがございます。なお、マイクロソフトの事件につきましては、現在審判中になっております。

次に、知的財産権分野も重要な分野として取り組んでいるところがございます。知的財産権分野につきましては、着うたの提供事業に係る共同の取引拒絶事件について勧告を行っております。

着うたを提供する5社、これはレコード制作会社又はその子会社ですが、自分たちが有しておりますいわゆる原盤権を活用するという一方で、着うたの提供事業を行っているわけがございます。それらの原盤を利用して他の事業者が自分たちも着うたを提供したいと、原盤権の許諾を求めてきても、それには応じないことを共同して決定し、取引を拒絶していたという事件でございます。本件につきましては、平成17年3月に勧告を行っているところですが、現在審判中ということになっております。

有線ブロードネットワークスの事件は、自己の競争事業者の顧客に限って自分の方に切り替えることを条件として、3,675円を下回るような低い価格等を提供していたという事件でございます。本件につきましては、審査の途中におきまして緊急停止命令の申請をしたところがございます。昨年10月13日に勧告審決を行うとともに、公正取引委員会が緊急停止命令を行った趣旨がその時点で実現されているということで緊急停止命令それ自体も取り下げたところがございます。

次に、6ページの4の中小事業者等に不当に不利益をもたらす不正取引事件です。公正取引委員会としては、この分野についても重点的に取り上げております。特に平成16年度におきましては、優越的地位の濫用行為を積極的に取り上げ、法的措置を採っていったということがございます。平成15年度の3月にも2件法的措置を採っておりまして、それ以来、あわせて8件の優越的地位の濫用行為に対して排除勧告を行っているところがございます。

また、排除勧告を行った対象といたしましても、例えば、総合ディスカウントストア、方ムセンター、総合量販店といった大規模小売業者の中でも、いろいろな業態の事業者に対して排除勧告を出しております。

不当廉売につきましては、平成 16 年度において、ここに書いております「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」の 8 条に国税局長や税務署長が独占禁止法上の不公正な取引方法があると認めるときには、公正取引委員会に措置請求をすることができるという規定がございますが、その規定に基づきまして 4 件の措置請求が参りまして、そのうち 2 件を取り上げ、措置請求の対象となった 2 事業者に加えその 2 事業者と対抗して廉売を行っていたその他 2 事業者の計 4 事業者に対して警告を行いました。

次に、同じ不当廉売の事案ですが、公共調達におけるダンピング受注、特に建設工事におけるダンピング受注について独占禁止法の不当廉売の観点からもきちんとやらなければいけないという指摘もあり、これに応える形で調査を行ったところでございます。

建設工事におけるダンピング受注につきましては、なかなか情報が集まってこないという状況がございましたので、こちらの方から積極的に国土交通省等に対して情報提供を求めまして、それに基づいて 2 件の警告を行いました。

以上が平成 16 年度におけます独占禁止法上の処理状況でございます。

山田企業結合課長 企業結合課長の山田でございます。引き続きまして、独占禁止法第 4 章の合併などの企業結合に関します届出状況につきまして御報告申し上げます。

お手元の資料の番号で申しますと、独禁懇 171 - 2, 171 - 3 でございます。171 - 2 は最初の 2 枚、3 ページぐらいが要約でございまして、その後ろにまた 1 ページから始まっておりますけれども、本年 5 月 30 日に公表いたしました届出等の動向の資料がございまして、基本的には要約の方で御説明させていただこうと考えております。

まず、資料の 1 ページ目でございます。全体の届出状況ですけれども、独占禁止法上、企業結合に関しましては合併、分割、営業の譲受けなど、それから株式所有につきまして、届出あるいは報告を頂くことになっております。

平成 16 年度の数字ですが、合わせまして 1,037 件です。昨年、平成 15 年度が 1,258 件でしたので、20%近く減少しております。これは特定の類型が減少しているというものでありませんで、分割はもともと件数が少なくて、制度ができて以来毎年 20 件ぐらいずつ届出がされてはいますが、それ以外の類型はすべて件数が少なくなっております。

御案内のように、現在の独占禁止法の下で届出、報告が必要とされますのは、大ざっぱに申し上げれば、子会社も含めた総資産の合計額で 100 億円を超える会社が総資産 10 億円の会社と一緒にする場合に届出が必要になるわけです。今は

全数ではございません。全体の企業結合の状況は私どもにとって分からなくなっておりますけれども、今申し上げましたような基準に当たるような規模の企業結合は減少していることになるかと思えます。

ただ、その中でも、1枚おめくりいただいて2枚目の上ですけれども、合併あるいは営業譲受け後の総資産が1000億円を超える大きな案件について抜き出したものでございますが、これは昨年と比較いたしますと若干増えております。このぐらいの変動で毎年増えたり減ったりするものですけれども、基本的にはほぼ同じでございます。合併、営業譲渡に関して考えますと、かなり大きな規模のものはそう減少しているわけではなさそうであるということが言えようかと思えます。

次に2ページの中段以下ですが、業種別にこのような大きな案件を見てまいりますと、4割程度が製造業でございます。昨年に比べまして製造業の比率が若干増えているということで、大きな規模のものに関していいますと、製造業におけるこのような統合といえますか、再編といえますか、そういうものが行われている状況でございます。

株式所有の方は若干状況が異なりまして、3ページの上の表でございます。株式保有も、報告件数はかなり減っております。その中で、総資産が今と同じ基準で100億円超のものを見ますと、やはり15年にくらべてかなり件数が減っております。

その一方で、100億円と500億円の間を語弊があるかもしれませんが例えば中規模と申し上げれば、そちらの件数は増えているということであります。株式保有については、大規模のものより中規模のものの件数が増えているようでございます。

後の資料の21ページでございます。第19表ですが、議決権保有比率別にみたものです。50%を超えることになると子会社化するケースになりますが、規模の大きなものの中で子会社化するケースを見てみますと、比率はそう変わっていません。全体の件数は減っているけれども、子会社化するような場合については同じような比率で行われていることがここから見てとれるということでございます。

もとの要約した資料にお戻りいただきまして、資料の3ページでございます。こちらは独占禁止法上第9条の事業支配力が過度に集中する会社に関します届出、報告の状況です。併せまして、16年度は79件ありました。その中で、一般事業会社のものが49件と一番多くなっております。持株会社からの報告があったのが22件で、その他金融会社が8件です。新しく設立された届出が1件で、これは持株会社の設立でございました。

このように併せまして持株会社23から届出あるいは報告をいただいているわ

けですが、そのうちの 15 は共同持株会社を設立して事業統合を行ったケースでございます。残りの 8 件につきましては、グループ内の組織変更ということで持株会社が利用されたものでございます。

もう 1 つの資料は、平成 16 年度における主要な企業結合事例です。企業結合の事例は先ほどの審査と異なりまして、法的措置まで行くケースがほとんどない状況ですので、当委員会がどういう考え方のもとで事案を処理するのかということとを、こういう形で一般の方に御説明申し上げているところでございます。

時間の関係もございますので、個々の御説明は省略させていただきますが、今回、12 件の事例を載せております。このうち 7 件は、事前相談のプロセスの中で詳細審査まで行ったケースでございます。詳細審査まで行ったケースは公表された文章における説明も比較的長くなっておりまして、この文書自体が 60 数ページにもなっております。今後ともこのような形で詳細審査になった事案、あるいはそれ以外でも参考になるような事案については公表した上で、特に昨年の 5 月末に新しいガイドラインをお示しさせていただいて、それ以降のケースですので、今後ともこういう形で私どもの考え方をお示しして御理解いただきたいと思いますところでございます。

後藤会長 ありがとうございます。平成 16 年度における所管法令の運用状況のうち、最初の 2 つ、独占禁止法違反事件の処理状況と企業結合規制についての御説明をいただきました。これにつきまして御質問、御意見をお願いいたしたいと思えます。いかがでしょうか。

佐野会員 企業の合併についてですけれども、消費者、私たちのように専門家ではない場合、新聞とかテレビの報道で見る限り、かなりの大手が合併しているわけで、業界によっては寡占化が進んでいるのではないかと常に思っております。今日のお話では 16 年度は減ったということですが、ここ数年の間、消費者にとって非常に分かりづらくなったという言い方が正しいのかどうか分かりませんが、とにかく大手が合併しすぎるとするのが私たちの気持ちです。

そういうところの寡占状況について、これからますます増えていく場合に、公正取引委員会はどういうふうにお考えになっているのかを聞かせていただきたい。

山田企業結合課長 私どもは合併の審査に当たりましては、関係します商品やサービスを特定いたしまして、その中でどのような競争者がいるのかということも含めまして、そういった情報を勘案してきちんとした競争が行われていくのかどうかということで見させていただいております。

その過程で合併等の統合が行われるわけですから、当然企業数が少なくなることは否めませんが、寡占化すること自身はその業界の状況等によってある程度やむを得ないところがあります。むしろ、統合された後にきちんとした競争が行われるかどうかということを見ていくことが重要であると考えております。

また、分かりづらいという御指摘は、私どもの説明の仕方等につきましては十分考えていかなければいけないことではあるかと思えますけれども、このような事例の公表、あるいは先ほど申しました特に詳細審査を行いました件については、こういう点をとらえて問題がないなら問題がない、あるいは問題があれば問題があるということの説明は今後とも更に充実させていきたいと考えております。

佐野会員 今のお言葉だと、寡占化はやむを得ないと。

山田企業結合課長 やむを得ないというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、寡占化するかどうかということ自身が問題ではなく、寡占により企業数が減ることによって競争上の問題が生じるかどうかについては、私どもとしてもよく吟味させていただきたいと思っております。

村上会員 私は佐野会員とは多少違う意見も持っていて、一定の業種では、日本市場を見た場合に寡占するのはやむを得ない流れなのかなと思う分野もあります。例えばこの中では山之内製薬と藤沢薬品工業の合併が出ていまして、個別の医薬品の分野を特定して問題ないということで合併を認めています。

それ自体は問題ないと思いますが、ただ、皆さんが思っているように、今は医薬品、特に日本の製薬メーカーは欧米の非常に大きい規模のメーカーと新薬の開発競争をめぐって激しい競争をやっているわけです。そういう意味で、日本市場だけを見て分析してもいいのかなという気もしています。

特に、こういう医薬品業界とか電子、電気みたいな業界になると、日本企業の数が多いだけに、投資とか研究開発の規模を確保すべき産業においては、やはりその辺は多少勘案せざるを得ないのかなと思います。

そういう意味で、アメリカとかEUの市場規模を前提とした企業結合規制のルールはありますけれども、日本やもっと小さな国でも企業結合は行われます。ある意味では、国内市場の規模が小さいところはそれなりに投資とか研究開発で規模の経済的なものが機能するような分野であるならば、そのところはある程度加味して判断せざるを得ないのではないかという感想です。

それでむしろ質問ですけれども、今のガイドラインでは例えばそういう規模の経済みたいなものは、これは考慮要因のすべてではなくて考慮要因の1つとしてもやはり入らないのか、それは入れて考えているのかというのが質問内容になります。

山田企業結合課長 まず規模の話の前に、市場画定の問題で今、村上先生がおっしゃった中で、アメリカやEUのような広い、EUも各国はともかく全部を併せればかなり広く、経済規模を日本と比べればどうかという気もしないでもないですけれども、大きいものがあります。

ただ、その際に、ユーザーサイドから見た商品なり地域なりの代替可能性といったところから基本的には市場画定をしてみますので、その中でこういった

地域あるいはこういった商品との間で代替が起こるのかということでの市場画定が行われます。それが海外に及ぶのであれば、そこでの市場として評価するのがいいのかあるいは輸入という形で評価するのかということがありますがけれども、それも含めて評価していることには変わりないと考えております。

規模の点につきましては、資産規模が大きくなるということがどういうことなのか、いまひとつよく分からない部分もございますけれども、統合することによって例えば研究開発がしやすくなる、あるいはより効率的な生産ができるようになるといったようなこと、あるいは先ほどの山之内と藤沢の医薬品のケースであれば、實際上この両者の間ではほとんど競合するような商品がなくて、補完的な関係が強かったケースでございます。そうした取り扱い範囲が広がることによるメリットもあるかもしれません。そういった点につきましては、ガイドラインの中で考えますと、効率性について触れている部分で評価することになるかと思えます。

効率性をとらえてその合併が競争上問題がなくなるというふうに私どもで判断したことは、これまでございません。規模の利益等をどこで評価するのかということであれば、効率性の問題としてそれが競争に及ぼす影響を解消するものであるかどうかという見方をすることになると思えます。

村上会員 効率性の立証とか効率性というのは常に挙げられますけれども、その立証は非常に難しい感じがします。やはり市場画定のところで多少広く見るか、もう1つは市場規模、投資とか研究開発における一定の規模の利益がもしあるなら、それは競争制限効果を判断する要因ぐらいで入れられないのか。

効率性ということがよく言われるのですが、その立証でいい悪いというのは、企業結合規制では非常に難しいという気がします。

萩原会員 私も佐野先生の意見にさおさすわけではありませんが、村上先生と同じような意見です。経団連では、従来から国際競争力向上の観点から、国内市場のみならず国際市場における競争を前提にして、企業結合の問題について議論してほしいということを前々から言っているわけです。

今回の独占禁止法の改正について、参議院の経済産業委員会の附帯意見の中に「国際的な競争状況を勘案しつつ検討すること」という要請が出ているわけであります。

実は今、公正取引委員会から御説明がありましたけれども、公正取引委員会ではこのような附帯意見も含めて、国際競争力と企業結合という視点で新しい考え方がおありになるのか、あるいは今後何か御検討する予定があるのかどうかについて、同じことになるかもしれませんが聞かせていただきたいと思えます。

竹島委員長 ほかの方々にもコメントをさせていただこうと思って、後でまとめてできる範囲はさせていただきますが、今のお話は本当にいつも耳にする話です。我々は独占禁止法を所管しているからといって、物事の成長とか生産性の向上とか効率

性の向上にさおさそうなどということは毛頭思っておりません。むしろ、そういうことがより促進されるような法執行を行って、日本経済が本当に強くなる、企業が強くなることに、我々サイドから支援をしたいと思っています。

したがって、国際競争力が合併かという、国際競争力のために独占禁止法の執行を少し緩やかにしてくれという問題ではなくて、大事なことはそういう状態（企業結合が必要）になったら、そういうこと（国際競争力の強化）を当然頭に入れます。

ところが、問題は何かという、その姿の裏で日本国内で例えば1社になってしまった、2社になってしまったと。この間も、2件ばかり事実上お断りしたわけですが。はっきり言いませんでしたけれども、さっきの企業結合の中で2件はだめだと言ったわけです。これは確かに国際的には非常に厳しいのです。ところが、それが2社とかになってしまうとどういうことになるかという、日本国内で競争相手がなくなるという問題があるわけです。

とにかく輸入品がない。あっても、今のところはアジアがひっ迫しているから入ってこない。外国はもっと荒っぽいスペックで通っているけれども、日本の場合は非常に細かいことを言うものだから、それだけのものをつくって輸出してくれるやつはいない。そういう状態で、しかしその業界は世界的に見ても大変競争が激しい。そういう合併話に対しては、我々もやはり慎重にならざるを得ません。そうすると、国内ではそれこそ価格カルテルまがいのことをしかねません。今までもやったことがあります。少なくとも同調的な価格行動に安易に流れかねません。

言いたいのは、国際競争力の強化というのは我々も頭に入れて審査をしますが、同時に国内のマーケットにおいて輸入者でも誰でもいいのですが、新規参入は非常にやりやすいとか、そういうことがあればそれはどんどん認めるつもりです。しかしながらそうではない、その状況を満たさないケースについては、国内の競争が阻害される可能性が非常に高いのに、国際競争力のために目をつぶるわけにはいかないというのが基本的なスタンスです。

ですから、やはり個別、個別に見ていかなければいけないので、中長期的には国際競争力は当然大事にしていかなければいけませんけれども、合併の話はそういうことなので、あれが認められたり、これが認められないというのは、それぞれの市場における特性が違う、プレーヤーが違うということを見せんと結論が出せないということでございます。基本的には角を矯めて牛を殺すようなことは考えていませんので、合併するべきところはどんどん合併してもいいですよと申し上げたい。

さっき佐野会員が「寡占化について、公取はあまり抵抗がないのか」と言われましたが、確かに抵抗がないことはありません。寡占化というのは反競争的行為

を伴うことが多いから、それについては慎重で、だから一定の企業結合はチェックしているということです。

これも言っていることと逆になるかもしれませんが、そういうことを考えるときにはやはり国際的なレベルで考えていかなければいけません。さっき例を挙げました医薬品業界は、日本は小さいやつばかりがあって外国と対抗できないわけです。全部一緒になってもまだ欧米の方が大きいみたいなどころでは、もっと合併が行われてしかるべきだと私は思っています。その方が回り回って日本のためにもなります。

だから、寡占化が即だめとは言えない。大きいものが即だめとは言えない。大きいものが悪いことをするのはきちんとチェックしなければいけないということは、競争法の世界では一般的に言われていることです。形だけを見てだめと言うのは早計にすぎます。大きいことが即悪ということではなくて、大きいことが悪いことをしかねないから、それをきちんと見張って、悪いことをしたらきちんとした処置を採るといふふうに欧米の物の考え方はなっておりますし、私はそこに合理性があると思います。日本だけ中小企業ばかりが集まった業界では、とてもじゃないけれどもこの日本国を支えていけません。

そういうふうに寡占化というよりは、寡占化という言葉はマイナスのイメージですけれども、競争が実質的に行われていけばいいのだという考え方に立って物事を判断していく必要があるということだと思っております。

翁会員　　ちょっと質問させていただきたいのですが、こういった合併とかは非常にスピーディーな対応が必要になってくると思います。今、公取の企業結合にかかわるリソースはどのぐらいいらっしゃるって、専門性もいろいろな分野で非常に高まっていると思いますけれども、リソース面でどういう対応をされようとしておられるのでしょうか。

人的なボリュームの面だけではなく、こういった工夫をされようとしているのか、その辺のところを教えていただきたいのですが。

山田企業結合課長　スケジュールの面という点では、届出案件でいえば法律上は 30 日以内に法的措置を採るかどうかが決めなければいけません。また、事前相談におきましても、書面審査は原則 30 日で、詳細な審査をする場合にはその後詳細資料の提供を受けて 90 日です。これは届出の手續でも、基本的に同じようなスキームでございます。

今、私どもの企業結合課におります職員は 30 人弱でございます。先ほどの年間届出が若干少なくなって 1,000 件ですけれども、これは競争に及ぼす影響ということではなくて、資産規模で届出あるいは報告をいただいておりますので、それをすべからく同じようなウエートで見なければいけないというものではございません。やはり、諸外国の例を見ましても、詳細審査が必要な案件はその中の数%

とか数割とかいったレベルでございますので、まずそういった案件のより分けをきちんと言うことなんです。

それから、中身の充実につきましては、先ほど総括審議官からエコノミストの話が出ておりましたけれども、私どものところにも2名常駐しております。複雑な内容を持った案件につきましては、通常の結合審査を担当している職員と一緒にチームを組みまして、その経済分析における知見を導入する。そして、それらの情報収集の段階から参加することによって、それをチーム一体として運用することによって、適正な結果という意味での内容の充実を図っているところでございます。

北村会員 企業結合でこれから投資ファンドや何かが出てきたときには、届出の扱いとしては同じこの中に入ってくるということでしょうか。

山田企業結合課長 主体要件は銀行が投資ファンドを持つ場合を除けば、基本的に主体は特に差別化をしておりませんので、同じ手続で総資産規模がこの記事に該当するものであれば、届出なり報告なりを頂くことになります。

石倉会員 先ほどの世界での競争力やどの市場を対象とするかという点ですが、今までのお話を伺っていると、公取ができる範囲、手がつけられる範囲はある程度限られていると思います。

医薬品などのように、日本では厚生労働省の各種の規制がある一方、世界ではグローバル化が進み、リーダー企業の規模が増大する中、日本市場が世界からかけ離れた隔離市場となったり、世界で勝負するには日本企業の規模が相対的に小さすぎるといった状況が生まれています。また電気通信と放送のように技術が変わっていく中で、今までの競争力や企業結合という考え方では、現在の世の中に合わなくなっている業界も多々あります。

その場合「公取がやることはここ」と従来どおりやっていくのか、それとももっと踏み込んで、「世の中が変わってくる中、我々のスタンスはこうなので、今の状況に当てはめて解釈する必要がある。例えば、日本の国際競争力から考えて、国内外の新規参入が必要だ。」など少し踏み込んだ見解や意見を出す意図はあるのでしょうか。

この間、電気通信の分野で、実はこういうことが言いたいという説明があったと思いますが、変化する世の中における公取の活動範囲という点で方針があれば教えていただきたいと思います。

竹島委員長 それは欧米でも議論になっているところで、要するにレギュレーターとコンペティションオーソリティーがどういう関係に立つべきかと。日本語で言えば、規制官庁と公取の関係いかんみたいなことで、全体をよくするためには規制改革の提案を含めて、公正取引委員会が権限を持って各省がやろうとしている規制について、法律でそれはおかしいですよ、こういうふうに変えるべきですよという

意見が言えて、それがちゃんと尊重されなければならないという規制を持っている国もあります。

そういうことと関係してくるのですけれども、トータルで物事を見なければならぬというのはそのとおりでございますが、現状の公取はそこまでの権限を持っていません。

ですから、先生方を煩わせて、時々提言はします。それはITの世界のように公社だったものが民営化されて、本当にそのとおり新規参入を阻害していないとか、我々の目からすると要チェックの重要分野ですから、そういうところには目を光らせる。そして、トータルな議論をいわばこちらから仕掛けることも先生方の御協力をいただいてやっていますけれども、基本的にはそれは例外的なことだと私は思っています。というのは、言っても言うことを聞きませんから。そういう制度になっていませんので。

それよりも、きちんと競争法を執行することの方が大事です。そうすると、おのずと彼らも考えます。談合事件1つをとっても、ああいう厳しいことをやっていけば、今までええわ、ええわでやっていたかもしれませぬ。やっています、やっていますといっても、実際は大した効き目のあることをやっていないことが分かってきますから、世間はそれでいいのかという話になってきますので、おのずと浄化されるものは浄化されていくということです。

公取は公取のことを一生懸命やるのが、むしろ世の中のためになっていくだろう。みんながそれぞれ自分のやるべきところをやれば世の中はちゃんとするはずなので、誰かがサボっているからおかしなことになるわけです。どこに問題があるかというのは、おのずとそのうちにはっきりしてくると私は思っています。

したがって、余計な話ですが、ドイツの経済大臣とカルテル庁長官がこのところずっと大げんかをしています。1社でいいじゃないか、それはだめだという話をしています。どこの国でもそういう議論はありますが、公取は特に専門の委員会ですので、競争法という面から見てチェックすることをきちんとやる。

そのときにほかのことに頭が行ってしまいますと、肝心のことがおろそかになります。そうすると、どれもこれもいろいろなチェックが中途半端になってしまいます。ですから、どういう規制があるべきかというのは当然規制官庁が責任を持って説明するべきだし、要らないものをやっていたらそんなものはやめろというのは、宮内さんがやっている規制改革会議もありますし、それを受けて規制改革担当大臣もおられるわけですから、ちゃんとおやりになればいい。そういうことだろうと思っております。

大戸会員 私どもは食品産業に属しているわけですが、そういう企業を営んでいる立場からただいまのお話にちょっと意見を述べさせていただきたいと思っております。

私どもは年間大体グループで5000億円ぐらいの売上げがあります。私どもの

株価の時価総額は、大体 1300 億円ぐらいです。食品産業で、日本で超一流といわれている非常に数少ないところの株価の時価総額が大体 1 兆円です。世界的にみますと、世界の中で超一流と言われている食品企業の株式の時価総額は大体 10 兆円ぐらい。つまり、10 倍ぐらいあるのです。

今、自由化ということが、お金にしてもそうですし、商品にしてもそうですし、グローバル化の名の下にどんどん進んでおります。そうしますと、私どもはやはり買収ということも考えなければなりません。そういった面から、企業統合も一応考えていく必要があります。

一方、中国製品とか安い物もどんどん入ってくるようになりまして、非常に安い価格のものとも競争していかなければなりません。そうしますと、何か理由がなければコストはなかなか下がりませんので、例えば合併をして企業規模が大きくなるかもしれませんが、そこで開発投資なり人事とか経理といった重複事務が効率的にされることによって、コストを下げることができるかもしれません。そうしますと価格が下がり消費者の側にもメリットがあるかと思えますし、企業がそれで利益を得れば、やはり企業の側にも利益があると思えます。

したがって、先ほどの御回答にありましたように、やはり大きくなったことが悪いということよりも、寡占化によって不公正な競争が行われているかどうかを見ていていただきたいというのが 1 つございます。

もう 1 つは、独占禁止法ができたのは恐らく国内での競争の時代だったと思います。ところが今は世界的な競争で、ワールドカップサッカーが開催できるのも世界で統一したルールがあるからだと思えます。したがって、公正な取引についても、できるだけグローバルな市場の中でルールの統一化をやっていっていただかなければなりません。特に知的財産権等については、そういったことが言えると思えます。

ぜひその 2 つのところを方向として、公正取引委員会の方々は大きさよりも公正な取引が行われているかどうかということと、世界的なルールの統一化に向けて御努力いただければと思っております。

後藤会長 どうもありがとうございました。今の世界的な競争ルールの統一化といったようなことについて、特に何かお答え頂くことはありますか。

竹島委員長 後で申し上げようと思ったのですが、合併はそういう具体的な話があります。アメリカでいいと言われた合併が、EUに行ったらだめだと言われたことがきっかけで、向こうの弁護士の人たちもそれでは困るのではないかと。企業ももちろん困るわけです。だから、合併の審査基準はやはり国際的に 1 つのものになっていくべきだという問題意識で動いています。今や、これがお勧めですよというものが出ているわけです。

先ほど御説明した日本の合併の審査基準は、ICN（インターナショナル・コ

ンペティション・ネットワーク)というところで官民の人たちが議論して、こういう手続でこういう審査基準がいいのではないですかというものに沿ったものに既になっています。

それ以外にも確かに統一すれば、私は喜んでそれに合わせます。そうしたら、この間の法律改正はもっとすんなり通っているはずで、日本の罰金や制裁金なんてはるかに低いわけですから、あらゆることをそういうふうにやってくれというなら私は全然抵抗しませんが、現実には虫のいいことばかりを言われても困るということなのです。

後藤会長 どうもありがとうございました。

あと2点ほど御説明をいただいて、御意見を伺いたいことがありますので、少し先へ進ませていただきます。時間が残りましたら、また今の問題等に戻って御意見を伺いたいと思います。

下請法の運用状況及び景品表示法の運用状況の2つについて、順番に事務局から御報告をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

粕淵企業取引課長 企業取引課長の粕淵でございます。お手元の独禁懇171-4という資料に基づいて御説明させていただきたいと思います。

下請法の運用状況につきまして、下請法は御承知のとおり親事業者と下請事業者の取引を適正化するというもので、いわゆる親事業者の下請いじめを取り締まるという法律でございます。これにつきまして、私どもは毎年定期的な書面調査を行っております。下請事業者からの申出だけを待っているとなかなか出てきにくいということもありますので、私どもは積極的に親事業者及び下請事業者に書面調査をしております。

お手元の1ページ目にございます書面調査の件数ですが、グラフで書いておりますとおり、左側は親事業者に対する書面調査の件数ということで、平成16年度は約3万件、右側は下請事業者に対する書面調査の件数ということで、昨年度は17万件で、合わせて20万件の書面調査を実施しているということでございます。

平成15年度と比較いたしまして非常に増えているところが目立つわけですが、下請法を改正いたしまして昨年4月から規制対象が広がっております。改正前は製造委託とか修理委託が対象になっていましたけれども、この改正によりまして、そこにも書いておりますけれども情報成果物作成委託という、例えばソフトウェアとかデザインを委託するものですが、このようなものが規制対象になったということと、もう1つは役務提供委託があります。これは例えば運送とかビルメンテナンスといったサービスの委託をするものも規制対象になりましたので、それに伴って業種が拡大したということで書面調査の数も増えているということでございます。

2 の下の方ですが、私どもで違反行為についてどの程度の措置を採っているかということです。勧告又は警告の措置を採ったものが約 2,600 件ございます。そのうち勧告が 4 件で、法改正によりまして勧告をした場合は原則として公表することになっておりますので、この 4 件についてはいずれも公表しているところでございます。残りが警告ということで措置をしております。

具体的にどのような違反行為の中身かということにつきましては、恐縮ですが次の 2 ページ目をごらんいただきたいと思います。一番上のところに 2 つ帯グラフが出ておりますけれども、その中で左にありますとおり製造委託等と役務委託等と、2 つに分けて書いております。

従来の下請法の対象であった製造委託等につきましては、一番多いのが支払遅延です。支払遅延といいますのは、下請法上は部品などを受け取ってから 60 日以内に下請代金を払わなければいけないということが法律上明記されているわけですが、それを守っていないということが割合的には高いのです。

そのほかでは、一番右の方に行きますけれども、長期手形が 19.2%あります。原則として手形は 120 日以内のものを出しなさいとしているのですが、それを超えるようなものが見られるということでございます。

今回、昨年 4 月から規制対象が広がった役務提供委託、あるいは情報成果物作成委託を製造委託との比較で見ますと、特徴的なところがあります。1 つは、割合から見ると、グラフで書いてありますとおり支払遅延が非常に多い割合になっております。やはりまだまだ親事業者の方にとってもどういう場合に支払遅延になるのか、受領後 60 日以内というところの理解あるいは解釈の仕方にまだ不十分なところがあったということかなと考えております。

グラフの右の方にはずっと行きますと、長期手形が製造委託は非常に多かったのですが、役務提供というサービスの方では非常に少ない。もともとサービス分野では手形支払よりは現金払いが多いという特徴もあって、このようなことが出ているのだらうと思っております。

一番右の格子状になっているところですが、発注内容の変更が役務提供委託等の場合は 5.2%ということで、製造委託よりも多くなっています。先ほど申しましたとおり、デザインとかソフトウェア等のものですので、途中で発注内容を変更することが多いものですから、違反としてもこういうものが高くなっているのだらうと思われれます。

もう 1 つは、発注書面の交付の状況です。恐縮ですが、7 ページ目をごらんいただけますでしょうか。7 ページ目の下にグラフがあります。下請法の適用対象になりますと、親事業者は下請事業者に対して発注した場合は発注書面を交付する義務が課せられているわけですが、発注書面についての不交付率が下側のグラフに書いてあります。製造委託の場合と改正後に対象になった役務委託と

の比較で見ますと、発注書面の不交付率は記載不備も含めて、製造委託の場合は約 2 割ぐらいでしたが、役務提供委託はやはり高く 36.4% ということで、発注書面を出していないところもまだまだあるというような結果が出ているところでございます。

恐縮ですが、もう一度戻っていただきまして、2 ページの一番最後の第 3 の下請法の普及・啓発です。先ほどまだまだ違反があるということでしたけれども、私どもも改正下請法の周知をかなり積極的にやっております。ここに書いてありますとおり、11 月には「下請取引適正化推進月間」ということで下請法の普及・啓発に努めておりますし、また事業者団体等から講習会の要請があればそれに対応しております。今後ともここは引き続き積極的に普及・啓発を図っていきたいと思っております。

すぐ上の第 2、企業間取引の公正化への取組ということですが、これは前回の独禁懇のこの場でも御報告させていただきましたけれども、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」といういわゆる特殊指定を新しく作りまして、今年の 4 月にその成案を公表したところでございます。

11 月に施行するわけですが、今、それに向けて運用基準を作成しているということでございます。それとともに、これも新しい告示ができたことについてできるだけ PR をしていこうと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

菅久消費者取引課長 消費者取引課長の菅久でございます。景品表示法の運用状況につきまして御説明申し上げます。資料は、平成 16 年度における景品表示法の運用状況及び消費者取引の適正化への取組でございます。

景品表示法の運用に関する課題と申しますと、第 1 には当然ながら違反事件の厳正・迅速な処理ということです。第 2 と申しますと、不当表示が行われなための環境整備と申しますか、消費者取引の適正化のためのルールの設定や、実態調査、その他取組ということでございます。

資料の最初に概要が 4 枚ありますが、第 1、景品表示法事件の処理状況が第 1 の課題に当たる部分でございます。2 ページ目以降の第 2、公正取引委員会における消費者取引の適正化のためのルールの制定、第 3、公正取引委員会における消費者取引の適正化に向けたその他の取組、このあたりが 2 番目の課題でございます。それに加えまして、平成 16 年度と本年度につきましては、平成 15 年度に景品表示法の改正がありまして、景品表示法の定着がもう 1 つの課題でございます。

改正内容といたしましては、第 1 には商品の効果、性能に關します不当表示の規制をより一層効果的に行うための規定ということで、効果、性能についての表示をした場合、その合理的な根拠を出してくださいと。出せない場合には不当表

示ですという規定を、景品表示法の4条2項ということで導入しました。

もう1点が、都道府県も景品表示法を運用しておりますが、都道府県知事の執行力の強化のための改正です。これはいずれもだんだん成果が出ていると考えております。

平成16年度の違反事件の処理状況ということで申しますと、まさに概要の1ページ目ですが、排除命令21件、警告21件、合計42件です。このグラフをごらんいただきますとおり、増加傾向にあるわけでございます。

1ページ目の下の方に主要な処理事例ということで、一番最初のところにダイエット食品の不当表示と書いております。その横に景品表示法第4条第2項適用と書いておりますが、先ほど申しました効果、性能に関する不当表示に対処するための規定を用いて処理をした案件でございます。

また、都道府県による景品表示法の執行も活発化してきております。資料ですと、概要の1,2,3,4ページとあって、そこからまた1ページが始まっておりますが、この本文の方の3ページをごらんいただきますと、都道府県は指示ができることになっておりますが、この件数も平成15年度ですと6件、これが16年度は14件と増加しております。14件と申しますのは、過去20年間でいいますと平成14年度に多い年がありましたが、それに次ぐ数字となっております。

その下のところですが、昨年、温泉表示が問題になりました。ここに書いておりますが、公正取引委員会も2件の警告を行いました。各都道府県がそれぞれ各地の温泉の調査を行いまして、平成16年度末までに18の府県が指示、注意等の措置を採って公表しております。この間、都道府県と我々公正取引委員会の間では密接に連絡を取りながら、調査、措置を行ってきたものでございます。

平成16年度に排除命令を行ったものは、資料の9ページ以降に載っております。すべて紹介するわけにもまいりませんので、主なものだけを紹介させていただきます。

9ページの1と2,1番と2番と書いているものが、既に今申し上げました景品表示法第4条第2項を活用して処理した案件です。いずれもダイエット食品に関するものですが、「合理的な資料を出してください」と言ったところ、一方は出てこなかった、もう一方は出てきたけれども合理的な根拠と言えるものではなかったという案件でございます。

次の10ページの3,4,5でございます。いずれも似たような案件ですけれども、いわゆるタラバガニ・アブラガニの案件と言われているものです。アブラガニをタラバガニであるかのように表示していたということで、4条1項1号違反になったものでございます。

この景品表示法第4条第1項第1号と申しますのは、商品又は役務の内容について実際のものよりも著しく優良であると示す表示、優良誤認表示という内容で

す。実はアブラガニとタラバカニの味は変わらないのではないかと、見た目も変わらないのではないかという意見が一部あるかと思います。なぜこれが優良誤認になるのかという議論があるかもしれませんが、景品表示法の優良誤認は何らかの客観的な品質の優劣や、事業者の方でどうしているかという話ではありませんで、消費者から見てどうかということでございます。

つまり、消費者に対して訴えたい何らかのポイントがありまして、その点で消費者の誤認を招いて消費者の商品選択に影響を与えるのであれば優良誤認になるということです。タラバガニとアブラガニは別のものとみんな思っているわけですので、こういう表示をすれば不当表示ということでございます。

実は、似たような件が11ページの8と9にございます。8番と9番はビタミンCの表示でございます。アセロラ果実から得られたビタミンCであると表示をしていたのですが、実際はそうではなかったというものです。

これはもっとはっきりしておりまして、実は天然由来のものでも化学合成によって製造されたものでも、ビタミンCであることには全く変わりはありません。分子構造も全く同じです。そうであるのにどうして優良誤認になるかという、先ほどと同じで、消費者が天然由来であることを商品選択の要素としているということで、そこで誤った表示をすれば不当表示になるということでございます。

実はここには載っていないのですが、もう一件、もっと極端な例がございます。昨年、香川県が指示を行ったケースが1つございます。昨年11月ですが、讃岐うどんの不当表示の事件でございます。報道もされたかと思えます。讃岐の夢2000という国産小麦を100%使ったうどんであると表示していたけれども、実際には原料の大半がオーストラリア産の小麦だったというものです。

これについては、実際の品質は、実はオーストラリア産を使ったものの方がいいというふうにも言われております。いい方がなぜ優良誤認なのかという話ですけれども、これも国産小麦を使ったものであるということでそちらを選ぶ消費者がいる中で、誤った表示をすれば優良誤認表示ですということでございます。

いくつかおもしろい論点のあるものを紹介させていただきました。第2の論点につきましては資料の4ページ以降にいろいろ書いておりますが、時間の関係がございますので以上を紹介させていただきました。どうもありがとうございました。

後藤会長 どうもありがとうございました。ただいま下請法、景品表示法それぞれの違反事件の処理状況と、それに加えまして企業間取引の公正化、消費者取引の適正化についての積極的な取組ということで御報告をいただきました。

これにつきまして御意見あるいは御質問等がおありでしたら、よろしく願いいたしたいと思えます。いかがでしょうか。

村上会員 細かい話になって恐縮ですが、法的措置と警告という用語の使い方はどう区別

するのかと、昔から使い方に疑問を持っていました。今回見せていただいて、本体の独占禁止法違反については、警告は非常に少なくなっていますし、不当廉売関係に絞られているので、附帯決議で非難されるようなことはほぼなくなったのだと思っています。そういう意味では、非常に改善されているのだと思います。

それと比べて、景品表示法と下請法の警告という概念があまりよくわかりません。1 つは、下請法の警告というのは、事例が書いてある概要から見ますと、過去の行為を是正させるというよりは、今後書面を交付するようとか、価格について十分協議を行うようとか、今後要請する場合には外注担当者を通して行わないようという、いわゆる将来についての改善を求めるようなタイプのものが非常に多いと思っています。

独占禁止法違反の本体からいうと、むしろ警告というよりは注意喚起の方に類するものが、下請法では警告という名前で行われていると感じます。まず、それでよいかどうかというのが第1点の質問です。

今度は逆に、それと比べて景品表示法は排除命令という法的措置を採った事件と警告事件というのは、事例を見てもその区別がもう1つよく分かりません。警告事件でも、実際に法的措置を採って排除命令をしてもおかしくないのではないかというような気もする事例が多いのです。

景品表示法の排除命令と警告案件では、何か区別の基準みたいなものをつくって処理されているのかどうか、その2点をお聞きしたいと思います。

粕淵企業取引課長 下請法のところで勧告と警告とございますけれども、勧告といいますのは下請法の法律上の措置で法的措置と申し上げており、原則公表しております。

警告といいますのは、特に法律上の措置ではなくて、やはり行政指導ということです。先ほど委員から御指摘がありましたように、独占禁止法でいうところの注意喚起に近いものもございます。警告につきましては、私どもは原則公表しておりません。勧告を公表するという形にしているところでございます。

違いという点につきましては、やはり下請事業者に与える影響の大きさを見て、大きいものについては勧告を行います。そうでないものにつきましては、むしろ是正をさせて、下請事業者との適正な取引をさせていくということが重要なものについては警告を行います。このような違いで使い分けているところでございます。

菅久消費者取引課長 これは要約ですので、どうしても分かりにくいと思います。私もそれはそうだと思います。表示の違反というのはある程度ははっきりしておりますので、これだけを見て区別がつくかということ、なかなかつかないと思います。

区別といたしましては、警告と排除命令をどうするかというときには、違反行為の程度や、広がり、表示物のおかしさの程度とか、そういうことをいろいろ考

えるわけでございます。

例えば不当な表示というのは特定の文言が入っているかどうかで判断するわけではありませんが、表示全体から受ける印象ということで判断します。そういうことで、表示としておかしさの程度という観点があります。

それから、広告表示をする場合も、その広がりというのは広い範囲に非常に多くのチラシをばらまいている場合と、例えばその店舗にちょっと書いているだけの場合とではある程度違います。

あと、例えば消費者の誤認の程度という点でいいますと、誤認の程度というのは先ほどの広がりとか表示の内容ですが、改善がされているかどうか、済んでいるかどうか、消費者に対して問題がなくなっているかどうかいろいろ考えます。その上で排除命令になるか、警告になるかということが決まっていくということでございます。

確かにこれをごらんいただきますと、要約ではなかなか区別がつきにくいところがあるかと思いますが、今のようなことを考えながら実際の個別の案件ごとに判断しているということでございます。

後藤会長 ほかに何かございませんか。

平田会員 最近、やまびこ会というのでしょうか、詐欺事件が摘発されました。ああいう金もうけ話の詐欺は絶えないわけです。これは詐欺でしょうから一義的には警察、検察の刑法違反の話になると思うのですけれども、それを摘発するところには被害がものすごく広がって取返しがつかないことが往々にしてあるわけです。

この話は一面から見ますと、不当表示の問題でもあろうかと思えます。ですから、被害があまり広がらないうちに公取委が行政処分をとるとか、あるいは法改正で犯則調査権限を持たせてどんどん調べて検察に早くつなぐとか、そういうことができないものなのでしょうかというのが第1点です。

それに関連してもう1つお伺いしたいのは、特に金融関係でお年寄りを狙った詐欺行為が非常に多いわけです。それに関して今、金融庁が投資サービス法案というものを考えているわけですが、この観点からの取締りは公取委としてはどういうふうに絡んでいらっしゃるのでしょうか。これはテーマがちょっと大きすぎますので、消費者保護という観点から一緒におやりになるのか、あるいは向こうに全部任せるのかというあたりに絞ってお聞きしたいと思います。

菅久消費者取引課長 確かにいろいろな今おっしゃられた話には、いずれも何らかの表示はしているわけでございますので、景品表示法の問題にならないかということ、つながり得るのだと思います。

ただ、早い段階でできるかどうかというのは、公正取引委員会だから早く情報があって早くできるかということ、またそれもなかなか難しいところがございます。多分、相手方も事業者としてきちんとした形で何かをやっていくという方ではな

いでしょうから、そういう方を我々が事業者を相手にしている法律の武器でたたくのかというのはなかなか難しいところもあります。

もちろん、こちらとしても問題があるものであればきちんとやっていくということですが、事案によっては今お話しされましたとおり、むしろ警察、検察の方がより早くやれるというものも、もしかしたらあるのかなと思っております。

犯則については、当然ながら景品表示法違反は刑罰の対象になっておりませんので、そこはなかなか難しいと思います。

金融の話は今、私は完全にお答えできる立場にはありませんが、それぞれの分野で独立の法律は金融に限らずございます。そこではそれぞれの分野で対応していただいております、またその意味では当然こちらの網もかかっているわけですので、こちらでも対応できるものがあればやっていきます。これは金融に限らず、食品であれ何であれ、同じでございます。ですから、そこは対立関係にあるというよりは補完関係なのかと、我々としては考えております。

答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

石井会員 製造委託における支払遅延とか長期手形はここで非常に高い割合になっておりますけれども、実際に倒産したときに長期手形を持っている企業にとっては大変な損害が発生します。しかし、そういう長期手形が発生していても、商習慣から言って、あるいは今までの付き合いから考えて、なかなか言い出しにくいという問題もあると思います。

ですから、警告が出れば多分、何らかの前向きな解決策もあるのでしょうかけれども、そういう警告がなかなか出ないとなると、実際の下請企業にとって問題の解決は難しいと思いますので、何か用意、自衛手段があれば教えていただきたいと思っております。

粕淵企業取引課長 私ども、まず下請事業者の方にはほぼ全数調査のような形で書面調査をしておりますので、120日を超えるような長期手形を持っているようなところでもしあつて報告していただければ、私どもは必ず親事業者に対して指導していくことになるかと思っております。

また、なかなか言いづらいということであれば、やはり親事業者に対して下請法の仕組みを説明していただいて、120日を超えないようお願いして頂くということではないかと思っております。

もう1つは、未然予防ということで、先ほども御説明しましたとおり、私どもは親事業者のための講習会をやって、長期手形が違反になることをできるだけ申し上げております。そういう意味では、補足的ですが、そちらの方の件の普及も積極的にやっていきたいと思っております。

石井会員 実際に今、日本の場合はこういう商習慣ですから、言い出しにくいわけです。倒産するのではないかということが分かりながら、かつ今おっしゃられたような

ことをやれば当然取引状況が悪化するわけですから、なかなか言い出しにくいのが日本の実態です。

実際に我が社も経験したのですが、やはり数億円の不渡手形を出してしまいました。手形は何の意味もないですから、長期手形になれば本当に手形を持っていても持っていないでも何の意味もないということです。やはりそういう現実の問題が発生していることも御認識いただければありがたいと思います。

後藤会長 貴重な御意見をありがとうございました。

では、そろそろ時間がなくなってまいりましたので、本日の会合はこの辺で終了させていただきたいと思います。

最後に、竹島委員長から一言御発言をいただきたいと思います。

竹島委員長 今日は2時間にもわたり御参加いただきまして、大変ありがとうございます。おかげさまで改正独占禁止法が成立をして今、今日お聞きいただきましたようなスケジュールで細部規則等をつくっております。来年からは新しい独占禁止法の下で、ちょっと大げさかもしれませんが、日本において競争法意識というものが新しい次元に変わってほしいと思いつつ、仕事に取り組んでいるところでございます。引き続きよろしく願います。

ちょっと話がずれますが、私は今年になりましてから国際的なことに大分力を入れさせていただいています。法律が通ったことも正直なところありますが、いろいろな根回しをしなくても済むことにもなりましたので、国際的なことに力を入れております。

5月の連休のときは、インドネシアのボゴールというところで、初めての東アジアの競争当局トップレベル会合というものを私が提唱して、1回目が開かれました。具体的にはASEANの国で競争法を持って、又は持とうとしている国ブラズ日中韓ですが、台湾も入っております。その関係で中国は「うーん」という話で、これには最近の日中関係も影響しているのかもしれませんが、結局は出席しませんでした。いずれにしても9か国が参加してそういうことが行われました。

私は今もって半信半疑なのですが、ベトナムもこの夏から競争当局が発足するわけです。意外なことというか、よく聞けばなるほどと思うのですが、シンガポールは何と今年の1月ようやく競争当局ができました。会って聞いてみたら、「そんなことをいっても我が国は小さいし自由だから、競争法なんてなくてもちゃんとやってきたんですよ」と。そう言われればそうかもしれませんが、そういうことで本当に意欲的にアジアのそれぞれの国も取り組んでいます。

インドネシアなども昔は大臣になったら勝手にぼこぼこ会社をつくって儲けていたようでございますが、そういう時代からは新しい政権になってやはり少し変わっているのかなと。KPPUという委員会があって、既に6年ぐらいの歴史を

持っているわけです。いずれにしてもそういう動きがあります。

ましてや世界的には私も5月末から6月9日まで行っていましたが、1つは先進国が集まる会議としてはパリにOECDの競争委員会がありまして、先進国レベルの議論がそこで行われています。

その後、今年はボンでドイツのカルテル庁長官が主催して、国際コンペティションネットワークの第4回臨時総会がありました。これは主催国がそれぞれ持ち回りをします。去年は韓国が主催国になり、日本は先を越されています。

ボンの場合は政府機関が80ぐらい、参加者が400名という大変大きなもので、ヨーロッパで開いたということもありますが、韓国のときは250人ぐらいでした。いずれにしても驚くなかれ、EUにおける市場統合ということが大きく寄与していると思いますが、リトアニアだ、ルーマニアだ、ウクライナも競争当局がある時代で、ロシアにもあるわけですが、そういう人たちが集まってくる。南米からも来るし、南アフリカからも参加するというようなものに既になっています。

そこで議論されているのは先ほど御紹介しましたM&Aの話、それからエンフォースメント、要するに違反行為をどうやって取り締まるかということです。大きなものはやはりリーニエンシーということになるのですが、それ以外にも立入りはどうするのだとかいう細かいことも含めた議論をそこでやっていて、お互いに新しい国もそういう話やペーパーを読んで自分の国をどうするかと考える。

そして進んでいる国は「ベストプラクティスとはこういうものでございます」と言って一生懸命宣伝をするという形で、当局及びそれに関心を持っている弁護士が集まって議論をしているのが実態です。

そういう意味では、日本の公正取引委員会は今までもOECDの副議長などもやってきてはいますけれども、これからますますそういう国際的な活躍にも意を用いていかなければいけないだろう。東アジアはサミットなども行われてこれからどういふふうになっていくかということもありますけれども、FTA交渉の中身も競争条項は入っていますので、そういう意味ではやはり東アジア地域におけるリーダーの1人としてふさわしい貢献をしていかなければいけないと思っています。

それから、バイラテラルな話というのは日本とアメリカ、日本とEU、そして今年中には日本とカナダが独占禁止協力協定というものを結びます。限界はあります。何でもかんでも知っていることをお互いに情報交換はできませんけれども、個別の事件についての相談もできるわけで、そういう形で協力協定を結んでいる国とは相互に行ったり来たりしているわけです。アメリカやEUともやっていますし、韓国とも協力協定は持っていませんが、事実上のバイラテラルなことをやっているということでございます。

今回の改正法についての評価は、前々からアメリカやEUは基本的に当然のことだと。厳しい人は「10%ではちょっと甘いね」というコメント付きですけども、そちらの方向に進むことはまことに結構だ、日本もこれでようやく競争法の先進国の1人に戻ったのかもしれないという評価でございます。

そのためにフクシマ会員からも「発信はどうしているのか」ということですが、いろいろな形での発信をしています。直接会ってPRもしているし、会議でもそういうことを紹介しているし、資料も送ったり送られたりしています。そういう意味で、少なくとも競争当局間のお互いを知るという度合いは非常に高い。リーニエンシーなど1つをとってどうやって運用しているのか、アメリカのディスカバリーというものとどうすればいいのかということまで議論をしています。そういう意味では、国際的な話合いは大変役に立つと思っています。

あとはこの法律改正を機会にますます独占禁止法はどうあるべきか、どういう運用をするべきかということについて、経済界だけではなくて関係の方々から、消費者の方々ももちろんですけども、今まで以上に議論が高まれば良いと思っています。今年から来年にかけて、そういう節目の年になると思っています。

いずれにしても今日は、長い時間お忙しい中を大勢御参加いただきましてありがとうございます。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

後藤会長 どうもありがとうございました。では、本日はこれにて閉会といたします。

次回の日程につきましては、追って事務局の方から御連絡を差し上げることになっております。長時間どうもありがとうございました。

了